（自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前

改正後

別記様式第１号（第１条関係）

自動車保管場所証明申請書

車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
			長さ　センチメートル 幅　センチメートル 高さ　センチメートル

自動車の使用の本拠の位置	
自動車の保管場所の位置	
※保管場所標章番号	

自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。

年　月　日

警察署長　殿　　〒（　　）

住所

申請者　　（　　）局　番

氏名　　印

第　　号

自動車保管場所証明書

自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。

年　月　日

警察署長　印

備考　１　次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。

(1)　自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。

(2)　自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。

２　１(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示されている保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。

［削る。］

３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

改正前

別記様式第１号（第１条関係）

自動車保管場所証明申請書

車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
			長さ　センチメートル 幅　センチメートル 高さ　センチメートル

自動車の使用の本拠の位置	
自動車の保管場所の位置	
※保管場所標章番号	

自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。

年　月　日

警察署長　殿　　〒（　　）

住所

申請者　　（　　）局　番

氏名　　㊞

第　　号

自動車保管場所証明書

自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。

年　月　日

警察署長　印

備考　１　次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。

(1)　自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。

(2)　自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。

２　１(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示されている保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。

３　申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。